

原著論文

台湾におけるIFRSへの対応

仲尾次洋子

A Study on the correspondence to International Financial Reporting Standards in Taiwan

Yoko NAKAOJI

要 旨

企業の経済活動の急速かつ広範なグローバル化のもとで、各国において国際財務報告基準 (IFRS) の導入が進められている。本稿では、IFRS導入の事例として、台湾におけるIFRSへの対応について整理・検討した。

台湾においては、1990年代後半からIFRSとのコンバージェンスを目指して会計基準の改訂や新たな公表が盛んに行われてきた。さらに、2009年5月には、アドプションに向けたロードマップ案、すなわち、2013年から上場企業および店頭公開企業等に対して、IFRSに準拠した財務諸表の作成を義務化する案が提案されていた。

つづいて、杜 [2006] の見解に基づき、IFRSのアドプションに影響を与える要因を考察した。その結果、IFRSのアドプションのためには、法律および政治環境が整備されるとともに、会計専門教育の一層の強化が急務とされる。

キーワード：台湾、国際財務報告基準、コンバージェンス、アドプション

Abstract

Under rapid and extensive globalization of corporate economic activity, introduction of international Financial Reporting Standards (IFRS) in each country is being promoted. As an example, the introduction of IFRS in Taiwan, is explained and examined in this paper.

Since the late 1990s, publication of revised as well as new accounting standards, have been actively done to correspond to IFRS and its convergence.

Moreover, in May 2009, looking forward its adoption, a road map proposal was drafted that enforces listed companies and OTC companies to comply with IFRS in their financial statements starting year 2013.

In addition, based on Du 2006 view, factors affecting the adoption of IFRS are discussed.

As a result, the paper concludes that the development of legal and political environment and further strengthening of professional accounting education is urgently needed for adoption of IFRS.

Key Words : Taiwan, International Financial Reporting Standards, convergence, adoption

1. はじめに

企業の経済活動の急速かつ広範なグローバル化のもとで、各国において国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards、以下、IFRS）¹⁾の導入が進められている。このような動向の特徴として、自国の会計基準をIFRSに収斂させるコンバージェンス²⁾ではなく、上場企業等に対してIFRSをそのまま強制適用させるアドプション²⁾が多く見られるようになりつつある。日本でも、2009年6月に、IFRSのアドプションに向けたロードマップ案を盛り込んだ「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」が企業会計審議会企画調整部会から公表されている。

本稿では、IFRS導入の事例として、台湾³⁾におけるIFRSへの対応について整理・検討する。台湾は、第二次大戦後、政府の強力な主導のもとに、アジアのNIESとしてめざましい経済発展を遂げてきた。台湾経済発展の原動力となったのは、積極的な外資導入政策である。資本市場の国際化に伴い、台湾では会計制度を国際的なレベルに引き上げるための努力がなされてきた。まず、会計基準設定機関が、設立時から現在にいたるまでIFRSにどのように対応してきたかについて概観する。つづいて、IFRS導入において台湾が直面している課題を明らかにしたい。

2. 台湾におけるIFRSへの対応

2.1 会計基準設定機関

台湾における会計基準設定機関は、1984年に財政部によって設立された財団法人中華民国会計研究發展基金会（財團法人中華民國會計研究發展基金會，Accounting Research and Development Foundation；以下、ARDF）である。財政部がARDFを設立した目的は、台湾における会計研究を發展させ、会計および監査実務の品質を強化し、同時に会計教育・訓練を積極的に推進することであり、ARDFは証券管理委員会（證券暨期貨管理委員會）⁴⁾によって、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（Generally Accepted Accounting Principles；以下、GAAP）を開発する権限を付与されている。ARDFは、財務会計基準委員会、監査基準委員会、会計制度委員会および教育訓練委員会から構成される。これらの委員会のうち、会計基準を設定する役割を担うのが財務会計基準委員会（Financial Accounting Standards Committee；以下、FASC）である。2009年11月現在、FASCのメンバーは、学識経験者（4名）、会計士（5名）および政府機関代表者（2名）による11名の委員と学識経験者（3名）、会計士（3名）、産業界（1名）および政府機関代表者（1名）

による8名の顧問である。委員および顧問は全員非常勤、無給であり、顧問には投票権がないこと以外、委員と顧問は同様に扱われる（杜 [2006] p.103）。

2.2 会計基準設定プロセス

FASCによる会計基準設定プロセスは、IASBやFASBと同様に、次のようなデュー・プロセス（due process）を採用している（Chang, Y. H [1992] p.64）。

- ①問題を識別する。
- ②公開草案を作成する。
- ③利害関係者からの意見を要請し、必要な場合には公聴会を開催する。
- ④公開草案を改定する。
- ⑤基準を公表する。

このようなプロセスは、具体的には、次のように説明されている。すなわち、「基本的に、FASCの委員長と専門家チームの責任者が、新たな会計基準を設定する必要があると決定した後、まず、専門家チームがアメリカの財務会計基準委員会（FASB）や国際会計基準委員会（IASB）に同様な基準があるかどうかを調査し、同様な基準があるかどうかを調査し、同様な基準があった場合には、それをモデルとして草案を作成する。そして作成できた草案をFASCに提出し、FASCにて検証を行う。その後、FASCの名義で公開草案として公認会計士協会の会員に公開して、コメントをもとめる。さらには、公聴会を開き、聴取したコメントや公聴会で得られた意見をもとに、草案修正を行い、その後正式な基準として公表する」（林慶雲 [2006] p.65）。

3. IFRS導入のアプローチ

<US GAAPからIFRSとのコンバージェンスへ>

FASCによる会計基準設定のアプローチは、委員会のメンバーの大多数がアメリカで会計教育の薫陶を受けたこともあって、初期においては、主にアメリカの会計基準、すなわちUS GAAPが参考にされた（杜 [2006] p.104）。

1990年代後半には、証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commission：IOSC）によるIFRSの承認やIFRSに対するEUやアメリカの対応を鑑み、FASCはIFRSを重視するようになった（杜 [2006] p.104）。

FASCは1996年にIFRSとの調和化促進を表明し、未だ制定されていない会計基準についてはIFRSに準拠し、すでに制定された会計基準のうちIFRSとの乖離が大きいものについては、会計事務所や実務界の要請があれば当該乖離の調整について検討するとしている（飯沼 [1996] p.45）。

さらに、1999年、ARDFがIFRSとのコンバージェンスに邁進することを決定したことを受けて、FASCは、IFRSと台湾会計基準との相違をレビューし比較する3年間にわたる比較プロジェクトを開始した。その結果、いくつかのスタディグループが組織され、公開ヒアリングが開催された。比較プロジェクトおよび公開ヒアリングの結果は既存の会計基準の改定、IFRSに合致する新たな会計基準を公表する際の基礎となった（杜 [2006] pp.104-105）。

このようなFASCのコンバージェンスに向けたアプローチの下、2008年12月までに40の会計基準と700におよぶ解釈指針が公表されている。資料1および資料2（11-12頁）において、2000年から2008年に改訂または新たに公布された会計基準の一覧および台湾基準と国際会計基準との比較表を示す。とりわけ、資料1は、2000年から2008までに既存の会計基準の改定や新たな基準の公表が盛んに行われていることを示している。

＜コンバージェンスからアドプションへ＞

2008年10月28日、金融管理監督委員会（Finance Supervisory Commission：以下、FSC）は台湾におけるIFRSのアドプションを検討するタスクフォースを立ち上げた。このタスクフォースは、台湾証券取引所（Taiwan Stock Exchange：以下、TSE）、Gre Tai Securities Market：以下、GTSM⁽⁵⁾、ARDF、各商工団体、公認会計士協会および政府機関の代表者から構成される。このタスクフォースによって、タイムテー

ルや適用範囲（公開企業または非公開企業、連結または個別財務諸表等）について検討された。タスクフォースは4つに分かれ、各々以下の内容を扱っている。

1. IFRSの翻訳
2. IFRS実施に関する問題
3. レギュレーションおよびガバナンスに関する問題
4. IFRSの促進および訓練

このようなタスクフォースの検討を受けて、2009年5月14日、FSCはIFRSのアドプションのロードマップ案を公表した。ロードマップ案によると、2013年から公開企業等に対して段階的に、IFRSに準拠した財務諸表の作成を義務化するアプローチが提案されている。具体的な適用範囲と適用時期は以下のとおりである。

1. 第1段階

適用範囲：上場企業およびFSCが監督する金融業（信用共同組合、クレジットカード会社および保険業を除く）

適用時期：①2013年

②海外で有価証券を発行済みまたはFSCに発行を認可された会社、発行時価総額が100億新台幣ドルを超える会社は、FSCの許可を得て、2012年からIFRSに準拠した連結財務諸表を作成することができる。なお、子会社が存在せず連結財務諸表作成の必要がない会社は、補足的にIFRSに準拠した個別財務諸表を作成することができる。この場合、他の企業との情報の公表および監

表1 アドプションに向けた作業計画

年	作業計画
2008	● タスクフォースの設置
2009～2011	● IFRS翻訳権の取得 ● IFRS翻訳の完成・レビュー後、台湾版IFRSの公表 ● IFRS採用によって発生する可能性のある問題および解決策の分析 ● 関連する法令およびモニタリング・システム（監理機制）修正の検討 ● 教育および訓練の強化
2012	● 第1段階の早期適用企業に対してIFRSに準拠した連結財務諸表の作成の認可 ● IFRS採用によって発生する可能性のある問題およびその解決策の分析 ● 関連する法令およびモニタリング・システムの完成 ● 教育および訓練の強化
2013	● 第1段階の企業および第2段階の早期適用企業に対してIFRSに準拠した財務諸表を要求 ● IFRS採用の状況とその影響の追跡調査
2014	● IFRS採用の状況とその影響の追跡調査
2015	● 第2段階の企業にIFRSに準拠した財務諸表を要求

出所：http://www.twse.com.tw/ch/listed/download/IFRSnews980514.doc

督の一貫性を維持するために、早期適用企業は国内の会計基準に従った個別財務諸表および連結財務諸表も作成しなければならない。

2. 第2段階

適用範囲：店頭公開企業および信用共同組合、信用カード会社

適用時期：①2015年

②2013年より早期適用可

3. IFRSアドプションの課題

本章においては、IFRSアドプションにおいて台湾が直面する課題について、杜による「台湾と国際会計基準とのコンバージェンスの現状」（台湾與國際會計準則接軌之經驗, Convergence with International Financial Reporting Standards :The Experience of Taiwan : 杜⁽⁶⁾ [2006]) を紹介することを通じて考察する。この論考には、企業の会計責任者（53名）、監査人（68名）、会計学者（41名）および政府関係者（19名）の有効回答者計81名のアンケート調査の分析（杜榮瑞他 2004）が要約されている。杜 [2006] よると、IFRSを全面的に採用する場合に影響を与える要因として、法律および政治環境、企業特性、財務諸表利用者の特性、IFRSの特性および会計プロフェッションが挙げられている。

3.1 法律および政治環境

法律および政治環境は、台湾で現段階においてIFRSを全面的に採用する場合に最も重要な影響を及ぼす要因であるとされる。台湾の会計基準は、法律および行政命令よりも地位が低く、会計基準と法律とが抵触した場合、法律が優先され、場合によっては会計処理方法が法文に規定されている。台湾にIFRSを採用するならば、まず法律を改正しなければならない。改正を行う過程で長時間を費やせば、国際的な変動のスピードに追いつくことが困難となる。

また、実務上、税法と財務会計が一致しない現象が存

在する場合、税法の規定には会計処理の混乱を導く規定があることも否定できない。したがって、IFRSを採用することによって企業の経営コストが増すため、採用に消極的にならざるを得ない。

このようなことから、IFRSを採用するには、会計に関連する法律を改正しなければならず、また改正する場合、会計処理を直接規定することや会計処理を制限することを緩和するべきであるとしている。

3.2 企業特性

企業の規模や企業活動のグローバル化の度合いといった企業特性は会計基準設定に影響を及ぼす要因の一つである。企業規模がそれほど大きくない場合には、IFRSが国際的に優勢となったことを重要視しない。また、IFRSが要求する透明性を高めるために会計処理コストを増大させることもIFRSの採用を妨げている。

台湾においては中小企業が全企業の多数を占めている。『2008年中小企業白書』によると、図表2に示すように、台湾における中小企業数は年々増加する傾向にあり、2007年には123万7,000社、企業全体の97.6%を占めている。

一方、企業規模が大きいほど、またグローバルな資金調達需要が高まるほど、IFRSを採用するニーズが高くなる。資金調達活動のグローバル化の度合いは、国内株式市場における外国人投資家の割合や、台湾企業の海外市場における上場・起債の状況で評価することができる。すでに図表3に示すように、台湾株式市場における外国人投資家の比率は、1990年の8.5%から2008年には25.8%に増加している。

3.3 財務諸表利用者の特性

財務諸表利用者の特性は会計基準の設定に影響を及ぼす。一般に、法人または機関投資家は会計基準と実務に対する要求に一定の影響力を持つといわれている。法人または機関投資家は、企業に対して財務諸表の透明性と十分な開示に関する厳格な基準を採用することを要求す

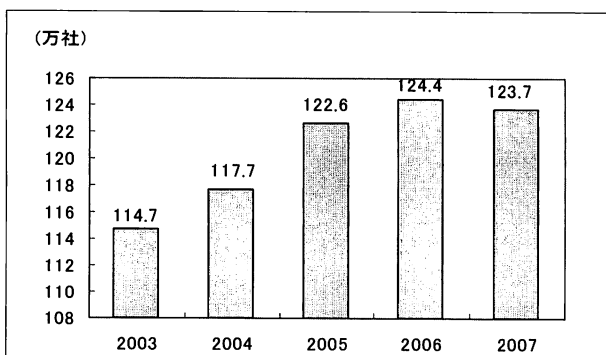


図1 台湾中小企業数の推移

出所：台湾經濟部中小企業処『2008中小企業白書』

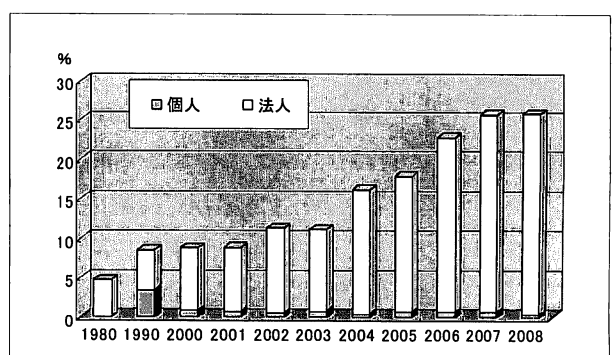


図2 台湾株式市場における外国人投資家の比率

出所：台湾證券交易所 (<http://www.tse.com.tw/en/>)

表2 台湾市場における投資家別構成比率

年	株式保有						株式売買高			
	台湾			外国		自社株 買い	台湾		外国	
	個人	法人	政府機関	個人	法人		個人	法人	個人	法人
1980	54.1	18.2	23.1	—	4.7	—				
1990	51.1	19.7	18.0	3.43	5.1	—	96.7	3.3		
2000	55.4	29.7	6.1	0.8	8.0	—	86.1	10.3	0.0	3.6
2001	52.0	31.1	7.6	0.7	8.2	0.5	84.4	12.7	0.0	5.9
2002	50.7	33.9	6.7	0.5	10.8	0.7	82.3	10.1	1.0	6.7
2003	50.2	30.9	6.2	0.7	10.5	1.5	77.8	11.5	1.2	9.4
2004	48.0	30.1	5.0	0.4	15.8	1.1	75.9	11.6	1.6	10.9
2005	45.9	30.6	4.7	0.6	17.3	0.8	68.8	13.3	2.4	15.5
2006	42.8	29.7	3.9	0.6	22.2	0.9	68.6	11.0	2.3	16.2
2007	39.7	29.9	4.2	0.6	25.1	0.6	67.3	13.0	2.1	17.6
2008	39.5	30.2	4.0	0.3	25.5	0.5	61.7	14.0	2.3	18

*法人は金融機関、投資信託基金、その他の団体を含む
出所：台湾証券交易所(<http://www.tse.com.tw/en/>)

る。したがって、社は、企業にとって法人投資家の割合が高くなるほどIFRSの採用は有益であると主張する。

台湾における投資家別株式保有比率は図表4に示すように、法人の割合は1990年の国内19.7%、海外5.1%から、2008年には、国内30.2%、海外25.5%の合計55.7%にまで増加している。

3.4 IFRSの特性

IFRSには、その特性としてアドプシヨンの障害となる可能性がある。IFRSは持続的に発展するタイプに属し、新基準の公表や改訂が続々と行われている。台湾の会計基準第34号『金融商品の会計』を例にとると、2003年に公表されてから2006年に正式に適用されるまでの間にIAS第39号『金融商品：認識および測定』が公表され、これに合わせるために2005年に再び改訂を行った。

さらにIFRSの解釈事例は十分に詳細とはいえない。また、国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee : IASC)は早い段階で公的な基準解釈のための組織を作らなかったため、台湾におけるIFRSの理解の程度が影響を受け、IFRSに追随するスピードを遅らせている。

社は、アンケート調査の結果から、IFRSの改訂効率は台湾の採用意欲に顕著な影響を及ぼすわけではないが、IFRS自体の理解可能性は未だ十分ではないため、IFRSに対する理解を強化することが重要な課題であることを強調している。

3.5 会計プロフェッションの特性

IFRSを採用する場合、さらにあらゆる専門知識が必

要とされる。たとえば、「公正価値」概念を会計処理に導入する目的は迅速に正確な公正価値を開示することにあるが、会計担当者には財務関連知識が必要とされる。また、IFRSの解釈事例が不十分であり会計担当者にはさらに多くの専門的判断と研究が早急に必要とされる。したがって、IFRSの研究により多くの力を注ぐことが、IFRSを採用することに繋がっていくと思われる。

社他[2004]におけるアンケート調査の結果も、会計担当者にはIFRSを採用するための専門的判断力が不足しており、IFRSとの統一化を促進するためには、教育訓練と専門知識の補強を持続的に強化していくことが必要とされる。

以上、社[2006]の見解に基づき5つの要因を整理した結果、台湾においてIFRSを採用する必要性が指摘される一方で、IFRSを採用する上で直面する重要な課題を示唆しているように思われる。すなわち、企業活動のグローバル化や外国人投資家比率および法人投資家比率の増加は、IFRS採用の必要性を高める一方で、台湾で大多数を占める中小企業にとってその必要性は高いとは必ずしも言えない。こうした現状においても、今後、IFRSのアドプシヨンのためには、法律および政治環境が整備されるとともに、会計専門教育の一層の強化が急務とされる。

4. まとめ

以上、台湾におけるIFRSへの対応について整理・検討した。

台湾におけるIFRSの導入は、株式市場の対外開放の

進行と、台湾企業の海外市場における上場・起債による資金調達の実行によって回避できない状況にある⁽⁷⁾。

このような状況を背景に、FASCは1990年代後半からIFRSとのコンバージェンスを目指して会計基準の改訂や新たな公表を盛んに行ってきた。その後、2008年10月から、FSCはIFRSとのアドプションについて検討し、2009年5月、アドプションに向けたロードマップ案を公表した。ロードマップ案によると、2013年から上場企業および店頭公開企業等に対して、段階的にIFRSに準拠した財務諸表の作成を義務化するアプローチが提案されていた。

IFRSのアドプションに際しては、杜 [2006] が指摘したような、法律および政治環境の整備や会計専門教育をはじめ、さまざまな課題があるであろう。IFRSのアドプションに関わって会計関連法規がどのように整備されたのか、またIFRSの導入を促進するためのFSCやARDF等の取り組みについては今後の検討課題としたい。

注

- (1)本稿では、国際会計基準(International Accounting Standards: IAS) を含めIFRSとする。
- (2)コンバージェンス、アドプションについては、山田 [2009] pp.26-28を参照されたい。
- (3)台湾の正式名称は中華民国 (Republic of China) であるが、本稿では、台湾という名称を用いている。
- (4)証券管理委員会は、2004年7月に財政部から分離独立し、行政院に直属して金融サービスを一元的に監督する金融管理監督委員会の証券局(証券期貨局)となった(杜榮瑞2006および鈴木・瀬下・手嶋 [2007])。
- (5)GTSMは、1994年に組織された中小企業向けの店頭株取引を統括する非営利法人である(鈴木・瀬下・手嶋 [2007])。
- (6)杜榮瑞教授は国立台湾大学教授であり、2006年当時、ARDF理事長およびFASC委員長を兼任されていた。
- (7)仲尾次 [2007] pp.2-3を参照されたい。

引用文献

- 1) Chang, H.Y.[1992]"Taiwan's Accounting Profession: A Response to National Economic Growth", The Journal of Accounting Education and Research, Vol.27, No1.
- 2) 周建宏・李宜樺 [2004] 「国際財務報告準則—跨國企業不得不知的課題」『會計』第227号。
- 3) 杜榮瑞 [2006] 「台灣與國際會計準則接軌之經驗」『會計』第253号。
- 4) 杜榮瑞・顏信輝・陳琬瑜 [2004] 「影響我國現階段全面採用國際會計準則の因素探討」『會計與公司治理』

第1卷第2期。

- 5) 飯沼孝壮 [1996] 「台湾における国際会計基準 (IAS) 導入状況」『JICPAジャーナル』第496号。
- 6) 大迫孝史 [2009] 「アジア・太平洋諸国におけるIFRSへの対応」『企業会計』第61巻第1号。
- 7) 鈴木健嗣・瀬下博之・手嶋宣之 [2007] 「台湾の金融情勢と中小企業の資金調達」『アジア諸国の産業発展と中小企業ディスカッションペーパー』第12号。
- 8) 仲尾次洋子 [2007] 「台湾における会計制度の国際化」『名桜大学総合研究所紀要』第10号。
- 9) 仲尾次洋子 [2009] 「台湾における会計基準コンバージェンスの現状」『名桜大学紀要』第14号。
- 10) 深津比佐夫 [1992] 『アジアNIESの会計』清文社。
- 11) 山田辰己 [2009] 「会計基準の国際的統一の意義と課題」『企業会計』第61巻8号。
- 12) 吉川康之 [2004] 「貿易投資Q&A」『交流』第712号。
- 13) 林慶雲 [2006] 「会計基準国際的統一に向けた台湾の対応と諸問題」『名古屋文理大学紀要』第6号。
- 14) Deloitte IAS PLUS
<http://www.iasplus.com/country/taiwan.htm>
- 15) Rong-Ruey Duh Convergence with International Financial Reporting Standards: The Experience of Taiwan 2008.
<http://www.accounting.org.tw>
- 16) 財團法人中華民國會計研究發展基金會
<http://www.ardf.org.tw/html/fas5.htm>
- 17) 台湾證券取引所
<http://www.twse.com.tw/ch/listed/IFRS/aboutIFRS.php>

【資料1】台湾会計基準の改訂・新公布（2000年～2008年）

番号	財務会計準則タイトル	改訂・新公布年月
第1号	財務会計概念フレームワーク及び財務諸表の編成 (財務会計概念架構及財務報表之編製)	第2次改訂2002年10月31日 第3次改訂2004年12月30日 第4次改訂2005年12月22日 第5次改訂2006年7月20日
第2号	リース会計基準(租賃會計處理準則)	付録改訂2000年11月23日
第3号	利息資本化会計基準(利息資本化會計處理準則)	第2次改訂2001年1月11日
第5号	長期株式投資会計基準 (長期股權投資會計處理準則)	第3次改訂2004年12月9日 第4次改訂2005年9月22日 第5次改訂2005年12月22日
第7号	連結財務諸表(合併財務報表)	第1次改訂2004年12月9日
第8号	会計変動及び前期損益調整の会計処理 (會計變動及期前損益調整之會計處理)	第1次改訂2006年7月20日
第12号	法人所得税税額控除の会計処理基準(所得税抵減之會計處理準則)	第1次改訂2001年11月8日
第14号	外貨換算会計処理基準(外幣換算之會計處理準則)	第1次改訂2005年9月22日
第15号	会計方針の開示(會計政策之揭露)	第1次改訂2005年9月22日
第17号	キャッシュ・フロー計算書(現金流量表)	第1次改訂2005年9月22日
第18号	年金会計 (退休金會計處理準則)	第1次改訂2001年2月22日 第2次改訂2005年9月22日
第19号	創業期の会計処理基準(創業期間之會計處理準則)	第1次改訂2002年3月21日
第22号	法人所得税の会計処理基準(所得税之會計處理準則)	第2次更新2005年9月22日
第24号	1株当たり純利益(每股盈餘)	第1次改訂2001年11月1日
第25号	企業の合併－パーチェス法の会計処理(企業合併-購買法之會計處理)	第1次改訂2001年11月1日
第28号	銀行の財務諸表の開示(銀行財務報表之揭露)	第1次改訂2005年9月22日
第30号	自己株式の会計処理基準 (庫藏股票之會計處理準則)	新公布2000年7月7日 付録改訂2001年7月5日 第1次改訂2006年6月22日
第31号	共同投資の会計処理基準 (合資投資之會計處理準則)	新公布2000年9月7日 第1次改訂2005年9月22日
第32号	収益認識の会計処理基準 (收入認列之會計處理準則)	新公布2002年6月13日 第1次改訂2005年9月22日
第33号	金融資産の移転及び金融負債の消滅の会計 (金融資産之移轉及負債消滅之會計處理準則)	新公布2003年5月22日
第34号	金融商品の会計処理基準 (金融商品之會計處理準則)	新公布2003年12月25日 第1次改訂2005年9月22日
第35号	減損会計処理基準 (資産減損之會計處理準則)	新公布2004年7月1日 付録改訂2005年12月22日 第1次改訂2006年7月20日
第36号	金融商品の表示及び開示(金融商品之表達與揭露)	新公布2005年6月23日
第37号	無形資産の会計処理基準(無形資産之會計處理準則)	新公布2006年7月20日
第38号	売却予定非流動資産および休業部門の会計処理基準 (待出售非流動資産及停業單位之會計處理準則)	新公布2006年11月30日
第38号	売却予定非流動資産および休業部門の会計処理基準 (待出售非流動資産及停業單位之會計處理準則)	新公布2006年11月30日
第39号	株式基礎給付の会計処理基準(股份基礎給付之會計處理準則)	新公布2007年8月23日
第40号	保険契約の会計基準(保險合約之會計處理準則)	新公布2008年12月4日

出所：杜榮瑞「台湾與國際會計準則接軌之經驗」、『會計』、第253号、2006年 および <http://www.accounting.org.tw>

【資料2】台湾財務會計基準と国際会計基準との比較

	台湾財務會計基準(SFAS)(1984-2006)		国際会計基準(IAS/IFRS)(1975-2006)
第1號	財務會計觀念架構及財務報表之編製	IAS 1	Presentation of Financial Statements
		IAS 16	Property, Plant and Equipment
第2號	租賃會計處理準則	IAS 17	Leases
第3號	利息資本化會計處理準則	IAS 23	Borrowing Costs
第5號	長期股權投資會計處理準則	IAS 28	Investments in Associates
第6號	關係人交易之揭露	IAS 24	Related Party Disclosures
第7號	合併財務報表	IAS 27	Consolidated and Separate Financial Statements
第8號	會計變動及期前損益調整之會計處理	IAS 8	Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors
第9號	或有事項及期後事項之處理準則	IAS 10	Events After the Balance Sheet Date
		IAS 37	Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets
第10號	存貨之評價與表達	IAS 2	Inventories
第11號	長期工程合約之會計處理準則	IAS 11	Construction Contracts
第12號	所得稅抵減之會計處理準則		未制定
第13號	財務困難債務整理之會計處理準則		未制定
第14號	外幣換算之會計處理準則	IAS 21	The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates
第15號	會計政策之揭露	IAS 1	Presentation of Financial Statements
第16號	財務預測編製要點		未制定
第17號	現金流量表	IAS 7	Cash Flows Statement
第18號	退休金會計處理準則	IAS 19	Employee Benefits
		IAS 26	Accounting and Reporting by Retirement Benefit Plans
第19號	創業期間之會計處理準則		未制定
第20號	部門別財務資訊之揭露	IAS 14	Segment Reporting
		IFRS 8	Operating Segments
第22號	所得稅之會計處理準則	IAS 12	Income Taxes
第23號	期中財務報表之表達及揭露	IAS 34	Interim Financial Reporting
第24號	每股盈餘	IAS 33	Earnings Per Share
第25號	企業合併-購買法之會計處理	IFRS 3	Business Combinations
第28號	銀行財務報表之揭露	IAS 30	Disclosures in the Financial Statements of Banks and Similar Financial Institutions
		IFRS 7	Financial Instruments : Disclosures
第29號	政府補助之會計處理準則	IAS 20	Accounting for Government Grants and Disclosure of Government Assistance
第30號	庫藏股票之會計處理準則		未制定
第31號	合資投資之會計處理準則	IAS 31	Interests in Joint Ventures
第32號	收入認列之會計處理準則	IAS 18	Revenue
第33號	金融資產之移轉及負債消滅之會計處理準則	IAS 39	Financial Instruments : Recognition and Measurement
第34號	金融商品之會計處理準則		
第35號	資產減損之會計處理準則	IAS 36	Impairment of Assets
第36號	金融商品之表達與揭露	IAS 32	Financial Instruments : Presentation
		IFRS 7	Financial Instruments : Disclosures
第37號	無形資產之會計處理準則	IAS 38	Intangible Assets
第38號	待出售非流動資產及停業單位之會計處理準則	IFRS 5	Non-Current Assets Held for Sale and Discontinued Operations
第39號	股份基礎給付之會計處理準則	IFRS 2	Share-based Payment
第40號	保險合約之會計處理準則(檢討中)	IFRS 4	Insurance Contracts
	台湾の現状では不要と判断されている	IAS 29	Financial Reporting in Hyperinflationary Economies
	未制定	IAS 40	Investment Property
	未制定	IAS 41	Agriculture
	未制定	IFRS 1	First-time Adoption of International Financial Reporting Standards
	未制定	IFRS 6	Exploration for and Evaluation of Mineral Resources

出所：<http://www.ardf.org.tw/html/fas5.htm>